

用地補償のエキスパート

補償業務管理士

Qualified Specialist of Compensation (QSC)

補償業務管理士資格の案内

令和 7 年度



一般社団法人 日本補償コンサルタント協会
JAPAN COMPENSATION CONSULTANT ASSOCIATION

補償業務管理士とは

用地補償業務技術者のための唯一の資格

補償業務管理士は、現場の第一線で用地補償業務に携わる「優秀な人材の育成」、「若い職員の士気の高揚」及び「登録部門の底辺の拡充」等の要請を背景として、平成3(1991)年に社団法人 日本補償コンサルタント協会が「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」に基づき創設した、用地補償業務に関する唯一の民間資格です。

令和6年度末で8,395人の方が補償業務管理士として登録しています。

補償コンサルタント登録規程における補償業務管理者

補償業務管理士となった後に、一定の要件を満たすことにより、「補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）」による登録を受けようとする際に必要となる「登録部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）」となることができます。

また、補償業務管理士は、用地補償業務に関する民間資格として高い評価を得ており、国土交通省をはじめとする起業者の用地補償業務の発注における技術者要件とされています。

補償業務管理者の要件

要 件		内 容
補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修修了者		• 平成4年度から平成23年度までに補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修の修了者
7年以上の実務の経験を有する者		• 実務の経験は登録部門を問わない。 • 実務の経験は補償業務管理士の登録を受ける前後を問わない。 • 期間の計算は直接従事した期間を個別に積み上げ。
指導監督的実務の経験を有する者		• 実務の経験は1件で可。 • 実務の経験は登録部門を問わない。 • 実務の経験は補償業務管理士の登録を受ける前後、登録部門、業務の期間の長短、契約金額の多寡を問わないが、当該業務のすべての期間において主任担当者等として補償業務に従事していたものに限る。
起業者の職員としての 従事経験	補償業務全般に関し20年以上の実務の経験を有する者	• 実務の経験は「補償業務に従事した期間」のみ対象。
	指導監督的実務の経験を有する者	• 実務の経験は該当する役職1つについて記載。

補償業務管理士の業務

補償業務管理士は、次の部門の業務を担います

土地調査部門

土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在等に関する調査、土地境界確認等の業務

土地評価部門

土地評価のための同一状況地域の区分、土地に関する補償金算定業務等
残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務

物件部門

木造建物、一般工作物、立木等に関する調査及び補償金算定業務
木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物等に関する調査及び補償金算定業務

機械工作物部門

機械工作物に関する調査及び補償金算定業務

営業補償・特殊補償部門

営業補償に関する調査及び補償金算定業務
漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務

事業損失部門

事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務

補償関連部門

意向調査、生活再建調査その他これらに関する調査業務
補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務
事業認定申請図書等の作成業務

※意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいいます。
※生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいいます。

※事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための相談用資料の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成及び裁決申請図書作成等をいいます。

総合補償部門（総合補償士）

公共用地取得計画図書の作成業務
公共用地取得に関する工程管理業務
補償に関する相談業務
関係住民等に対する補償方針に関する説明業務
公共用地交渉業務

※公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行ったうえで、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務をいいます。
※総合補償部門の補償業務管理士は、「総合補償士」といいます

補償業務管理士資格の取得方法

補償業務管理士の資格の取得方法は次のとおりです。

1 研修及び検定試験

補償業務管理士の資格を取得しようとする者は、協会が実施する研修及び検定試験を受けなければなりません。

2 研修及び検定試験の種類

研修及び検定試験は、共通科目（用地補償に関する基礎的知識）並びに土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門、補償関連部門及び総合補償部門の専門科目（用地補償に関する専門的知識）ごとに行います。

なお、研修の有効期間は、当該研修修了証書の発行日から起算して3年を経過する日の前日までです。

補償業務管理士の資格を取得する方法には、国家資格や既合格部門の有無等により3つのコースがあります。

①コースⅠによる受験

コースⅡ及びⅢに該当しない者

②コースⅡによる受験

測量士等の国家資格を有している者

その資格に応じ特定の部門の専門科目研修を免除（共通科目の研修及び検定試験は免除されません。）して、該当する専門科目の検定試験に合格したものとみなすこととしています。資格に応じ免除される部門の専門科目研修及び検定試験は、表（次ページ）のとおりです。

③コースⅢによる受験

補償業務管理士である者（登録が有効期間内の者）

共通科目の研修及び検定試験を受ける必要はありません。

3 研修の受講資格

検定試験を受けるためには、共通科目及び専門科目の研修を受けなければなりません。

共通科目及び総合補償部門以外の専門科目の研修は、次の要件を満たす者が受講できます。

資格を取得しようとする部門の業務について、4年以上従事した者

総合補償部門の研修は、次の要件を満たす者が受講できます。

補償関連部門を含む3以上の部門に登録されている補償業務管理士

4 補償業務管理士資格の登録と更新

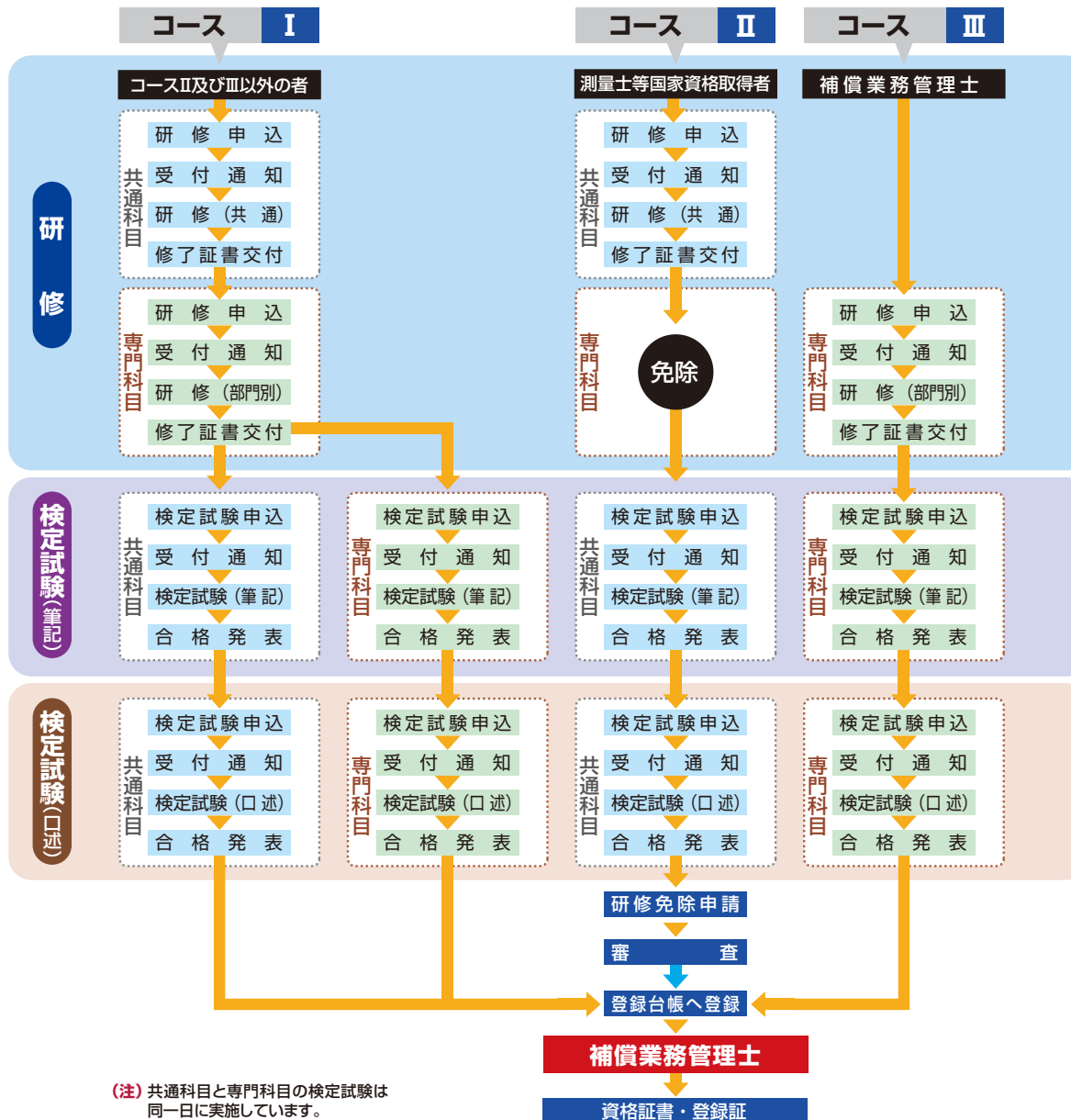
検定試験に合格した者は、補償業務管理士台帳に登録されることにより、「補償業務管理士」となり、登録証が交付されます。

登録の有効期限は5年（初回登録のみ5年6月）となっており、5年ごとに登録の更新を行うこととしています。

なお、登録更新講習の受講資格として、前回の更新講習以後の累計で、所定の補償コンサルタントCPDポイントが必要となります。（令和3年度から）

補償業務管理士の資格取得まで

補償業務管理士資格を取得する方法には、次の3つのコースがあります。



資 格		専門科目に係る免除部門の研修及び検定試験
● 測 量 士	● 測量士補	● 土地調査部門
● 不動産鑑定士	● 不動産鑑定士補	● 土地評価部門
● 一級建築士	● 二級建築士	● 営業補償・特殊補償部門
● 木造建築士		● 物件部門
● 技 術 士 (機械又は電気・電子)		● 事業損失部門
● 技術士補 (機械又は電気・電子)		● 機械工作物部門
● 公認会計士	● 公認会計士補	● 営業補償・特殊補償部門
● 税 理 士		● 営業補償・特殊補償部門
● 公共用地取得実務経験者 (国、地方公共団体等において、補償業務に20年以上従事した者をいう。)		● 総合補償部門以外の申請に係る部門

上記の他「補償業務管理士研修及び検定試験の免除申請基準」による免除があります。

資格取得のための研修等の日程等

資格取得のための研修から登録までの日程等は、協会ホームページ(<https://www.jcca-net.or.jp>)でご案内します。

補償業務管理士検定試験合格者及び登録者の状況

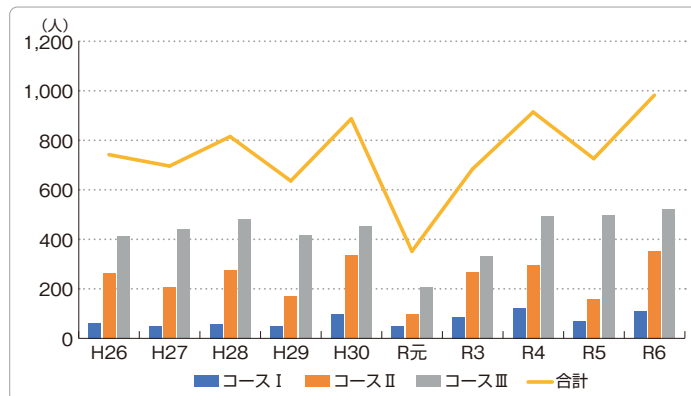
毎年、多数の技術者が補償業務管理士資格を取得しています。

1 試験合格者数の推移

※直近10年間の推移

年度	検定試験合格者			合計
	コースⅠ	コースⅡ	コースⅢ	
平成26年度	63	265	414	742
平成27年度	50	206	440	696
平成28年度	58	275	482	815
平成29年度	51	170	415	636
平成30年度	97	335	455	887
令和元年度	48	98	206	352
令和3年度	85	267	332	684
令和4年度	123	296	495	914
令和5年度	70	159	497	726
令和6年度	109	352	521	982

補償業務管理士 年度別合格者の推移



2 補償業務管理士登録者数の推移

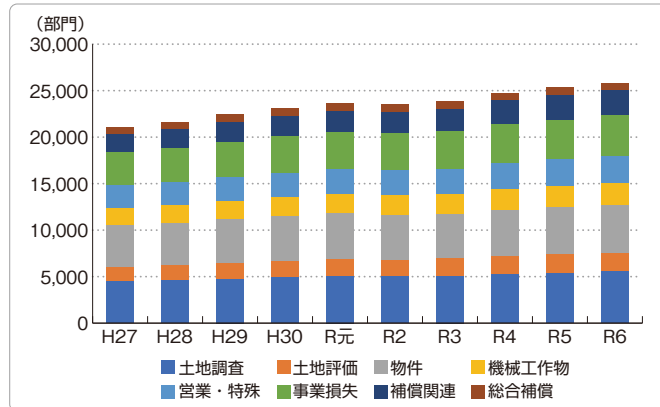
※直近10年間の推移

年度	登録者数	部門別補償業務管理士登録者数（延部門）								
		土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業・特殊	事業損失	補償関連	総合補償	計
平成27年度	7,735	4,470	1,554	4,486	1,835	2,445	3,564	1,962	771	21,087
平成28年度	7,701	4,547	1,618	4,581	1,915	2,485	3,653	2,016	774	21,589
平成29年度	7,887	4,753	1,692	4,702	1,973	2,577	3,783	2,143	772	22,395
平成30年度	8,015	4,877	1,769	4,813	2,057	2,630	3,905	2,246	781	23,078
令和元年度	8,204	5,075	1,826	4,886	2,075	2,671	3,970	2,309	769	23,581
令和2年度	8,006	5,008	1,816	4,832	2,080	2,673	3,986	2,328	775	23,498
令和3年度	7,962	5,073	1,847	4,827	2,115	2,704	4,048	2,421	756	23,791
令和4年度	8,183	5,246	1,951	4,986	2,218	2,794	4,193	2,557	750	24,695
令和5年度	8,246	5,358	2,017	5,066	2,303	2,848	4,294	2,638	775	25,229
令和6年度	8,395	5,521	2,027	5,119	2,368	2,910	4,370	2,712	775	25,846

補償業務管理士 登録者数の推移（登録者数）



補償業務管理士 登録者数の推移（延部門）



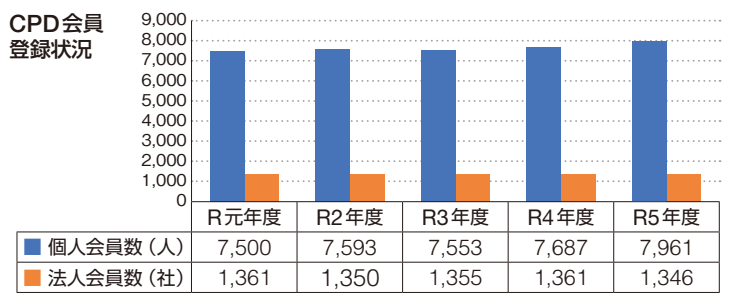
補償コンサルタントCPD 制度について

補償業務管理士の資質向上に資するために、CPD 制度を運用しています。

補償業務管理士としては、最新の情報を取得し、正確な業務遂行が可能となるよう継続的な教育訓練を通じた資質向上が不可欠であり、そのために、「継続的能力開発：CPD（Continuing Professional Development）制度」を運用しています。

登録更新講習の受講資格として、前回の更新講習以後の累計で、所定の補償コンサルタントCPDポイントが必要となります。（令和3年度から）

CPD会員登録状況

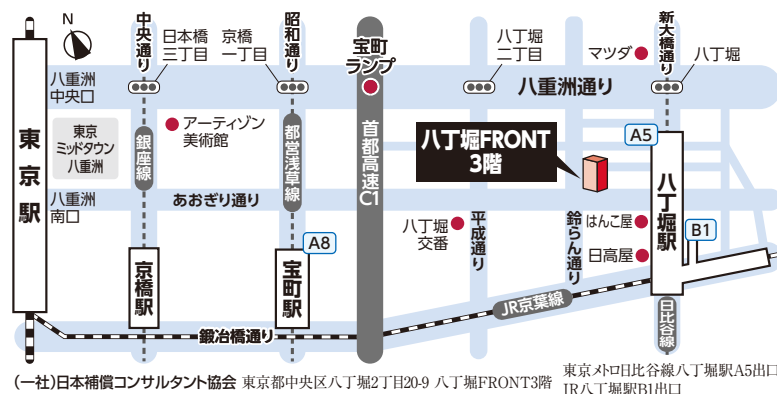




一般社団法人 **日本補償コンサルタント協会**
JAPAN COMPENSATION CONSULTANT ASSOCIATION

本部	〒104-0032 東京都中央区八丁堀2丁目20-9 八丁堀FRONT3階 試験事業部・研修事業部 TEL 03 (6275) 2763 登録支援部 TEL 03 (6275) 2764 CPD事務局 TEL 03 (6275) 2765 企画部・業務部 TEL 03 (6275) 2692 総務部 TEL 03 (6275) 2691 https://www.jcca-net.or.jp FAX 03 (6275) 2693
北海道支部	〒060-0002 札幌市中央区北二条西2-29-1 (札幌ウイングビル4階) TEL 011 (232) 3738 FAX 011 (232) 3728 https://jcca-hokkaido.jp
東北支部	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-3-9 (第6広瀬ビル7階) TEL 022 (261) 1935 FAX 022 (261) 4558 https://www.tohoku-jcca.jp
関東支部	〒110-0005 東京都台東区上野3-17-9 (タイムビル2 4階) TEL 03 (5818) 7221 FAX 03 (5818) 7224 https://www.kanto-jcca.com
北陸支部	〒950-0087 新潟市中央区東大通1-1-15 (東大通ビル6階) TEL 025 (241) 8303 FAX 025 (247) 2700 https://hokuriku.jcca-net.or.jp
中部支部	〒460-0008 名古屋市中区栄4-3-26 (昭和ビル612号) TEL 052 (241) 9779 FAX 052 (252) 5359 https://jcca-chubu.jp
近畿支部	〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-6 (パナシアビル4階) TEL 06 (6949) 0805 FAX 06 (6949) 0816 https://jcc-kinki.jp
中国支部	〒730-0012 広島市中区上八丁堀3-6 (第2ウエノヤビル6階) TEL 082 (224) 5970 FAX 082 (224) 5971 https://chugoku.jcca-net.or.jp
四国支部	〒760-0066 高松市福岡町3-11-22 (建設クリエイティブビル4階) TEL 087 (822) 7265 FAX 087 (822) 8350 https://shikoku.jcca-net.or.jp
九州支部	〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11 (第13泰平ビル10階) TEL 092 (471) 8808 FAX 092 (471) 6797 https://jcca-k.jp
沖縄支部	〒900-0021 那覇市泉崎1-13-8 (ハーモニー泉崎ビル2階) TEL 098 (869) 8570 FAX 098 (869) 4044 https://jcca-okinawa.jp

本部事務局略図



(一社)日本補償コンサルタント協会 東京都中央区八丁堀2丁目20-9 八丁堀FRONT3階
東京メトロ日比谷線八丁堀駅A5出口 JR八丁堀駅B1出口



協会本部HP



支部リンクページ